

す い え い き ょ う ぎ じ ッ し よ う こ う

水泳競技実施要項

期日:令和7年5月17日(土)

場所:ファインプラザ大阪

1 競技規則

令和7年度の全国障害者スポーツ大会競技規則(9ページ)及び競技実施要項により行う。

2 競技方法

(1)選手紹介

競技前の選手は紹介を受けてから自レーンへ移動する。

(2)介 助

視覚障がい者、下肢機能障がい等で入退水時に、介助を要する選手には、介助(救助)員を配置する。

(3)誘 導

競技会場内での誘導は、競技役員が行う。

(4)計 時

計時は、手動計時装置を使用する。

(5)出発合図

- ・出発合図は、閃光・電子音装置を使用する。
- ・出発合図はイングリッシュコールとする。

(6)視覚障がい

- ・視覚障がい者(障がい区分23)については、ゴールとターンの際、合図(タッピング)を行うとともに、競技中に光を通さないゴーグルを装着し、競技終了まで装着する。
- ・視覚障がい者(障がい区分23)については、第1招集にてゴーグルの確認を行う。
- ・視覚障がい者(障がい区分24)については、必要に応じゴールとターンの際、合図(タッピング)を行う。

3 番号布(ゼッケン)

番号布は主催者側が交付したものを使用し、水着以外のユニホーム等に付けるなど、招集の際に競技役員に見せること。

4 招 集

- (1)招集は、水泳競技会場の指定の第1招集で行う。
- (2)招集は、競技開始20分前に完了する。
- (3)集合完了時刻に遅れた者は、棄権したものとみなす。

5 開始式

開始式は、指定された場所に集合すること。

6 表 彰

- (1)各種目、各組(障がい区分・部別)1位、2位、3位の選手にメダルを授与する。

7 介助者等

- (1)介助者は、事故防止に十分注意すること。また、選手の健康管理に十分注意し、無理をさせないこと。
- (2)プールサイドには、あらかじめ許可された介助者以外は入れない。なお、プールサイドにおける、応援等は禁止する。
- (3)会場内の秩序については、競技役員の指示に従うこと。

第2条 出 発

1. 自由形、平泳ぎ、バタフライ、4×50mフリーリレーの飛び込みによるスタートは、台上、台の横から立位または座位によるスタートを選択できる。
【注】飛び込みによるスタートは、プールの水深を確認し、注意してから、スタートする。
2. 自由形、平泳ぎ、バタフライの水中スタートは、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により安全な用具の使用も認められる。
3. 背泳ぎ、メドレーリレーのスタートにおいて身体的理由により両方の手でスターティンググリップをつかめない場合は、少なくとも片手でスターティンググリップを含むプールの壁をつかみ壁側に向いた状態からスタートしなければならない。壁をつかめない場合は、水面上の身体の一部がプールの壁についていればよい。また、審判長の判断により口にくわえるロープなど安全な用具の使用も認められる。
4. 身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない場合には、スタートの合図がなされるまで足をプールの壁につけて保持してもらってもよい。ただし、スタートの際に競技者を支えている者は競技者に勢いを与えてはならない。与えたときみなされた場合は失格となる。
5. 台上または台の横からのスタートの際、必要であれば競技役員または許可された者が、身体を支えるだけのために補助をしてもよい。この場合、競技者を支えている者はスタートの勢いを与えてはならない。
6. 聴覚障害者のスタートでは、出発合図員は全競技者から見やすい位置で、言葉とジェスチャーを併用して合図する。または、光刺激スタート合図システムを使用して行う。
7. 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、審判長の長いホイッスル、出発合図員の号令、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められる。ただし、スタートの合図を競技者に伝える際に、介助者は競技者に勢いを与えてはならない。与えたときみなされた場合は失格となる。

第3条 競 技

1. 義肢、装具、足ひれや手につけるパドルなどの使用は認めない。
2. 障害区分23の競技者は、競技中に光を通さないゴーグルを装着し競技終了まで外してはならない。
【注】ゴーグルを外すことができるのは、審判または競技役員が認めたときだけであり、いかなる理由があっても意図的にゴーグルを外してはならない。
3. 障がい区分23の競技者及び24でタッピングを必要とする競技者は、スタートやターン後に、使用されていないレーンで水面に出た場合、そのレーンでゴールすることが認められる。使用されているレーンで水面に出た場合は、本来のレーンに戻ることが望ましい。
4. 障害区分23の競技者及び同等の障害が重複する競技者のゴールとターンでは、競技役員または許可された者が安全な棒などを使って身体をたたいて合図(タッピング)しなければならない。障害区分24の競技者には行うことができる。
5. 浮具使用の浮具とは、安全に浮力を補助するための道具で、スイミングヘルパーやアームヘルパーなどという。